

平成25年6月12日（水曜日）

議事日程第3号

平成25年6月12日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第82号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 3 議案第83号 大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 4 議案第84号 大仙市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 5 議案第85号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 6 議案第86号 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 7 議案第87号 大仙市福祉関係計画審議委員会条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 8 議案第88号 平成25年度大仙市一般会計補正予算（第2号）
（質疑・委員会付託）
- 第 9 議案第89号 平成25年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
（質疑・委員会付託）
- 第10 議案第90号 平成25年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（質疑・委員会付託）
- 第11 議案第91号 平成25年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
（質疑・委員会付託）
- 第12 議案第92号 平成25年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
（質疑・委員会付託）

- 第13 議案第93号 平成25年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
（質疑・委員会付託）
- 第14 議案第94号 平成25年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（質疑・委員会付託）
- 第15 議案第95号 平成25年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（質疑・委員会付託）
- 第16 議案第96号 平成25年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
（質疑・委員会付託）
- 第17 議案第97号 平成25年度市立大曲病院事業会計補正予算（第1号）
（質疑・委員会付託）
- 第18 議案第98号 平成25年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）
（質疑・委員会付託）
- 第19 請願第17号 大仙市四ツ屋字上前村地区消火栓設備新設について
（委員会付託）
- 第20 請願第18号 「下水道の整備に伴う一般廃棄物等の合理化に関する特別措置法」に関することについて
（委員会付託）
- 第21 請願第19号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年新政府予算に係る意見書採択について
（委員会付託）
- 第22 陳情第60号 ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るための米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行中止を求めることについて
（委員会付託）

出席議員（27人）

1番 藤田君雄	2番 佐藤文子	3番 後藤健
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 茂木隆	8番 小山緑郎	9番 小松栄治
10番 富岡喜芳	11番 佐藤清吉	12番 石塚柏
13番 金谷道男	14番 大野忠夫	15番 渡邊秀俊
17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄	19番 大山利吉

20番
23番 橋本五郎
26番 佐藤孝次
29番 竹原弘治
21番 高橋幸晴
24番
27番 武田隆
30番 鎌田正
22番 本間輝男
25番 橋村誠
28番 千葉健

欠席議員（1人）

16番 高橋敏英

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
副市長	老松博行	教育長	三浦憲一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	元吉峯夫
企画部長	小松英昭	市民部長	山谷勝志
健康福祉部長	今田秀俊	農林商工部長	佐々木誠治
建設部長	田口隆志	上下水道部長	小松春一
病院事務長	伊藤和保	教育指導部長	小笠原晃
生涯学習部長	佐藤裕康	総務課長	伊藤義之

議会事務局職員出席者

局長	木村喜代美	参事	伊藤雅裕
主幹	堀江孝明	副主幹	田口美和子
主査	佐藤和人		

午前10時00分 開 議

○議長（鎌田 正） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は、16番高橋敏英君であります。

○議長（鎌田 正） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（鎌田 正） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

2番佐藤文子さん。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

【2番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（鎌田 正） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。

第2回定例会最後の一般質問者として質問させていただきます。

通告に入ります前に申し上げたいと思います。

「三本の矢」でデフレからの脱却を目指すとした安倍首相の経済対策「アベノミクス」の実施から3カ月経ちます。安倍首相は「アベノミクスで景気がよくなった」と言い、マスメディアは総動員して持ち上げを行っております。

しかしその実態は、世論調査でも国民の7割から8割が「所得が増えない」、「景気回復が実感できない」と答え、働く人の賃金も企業の設備投資も減り、大銀行の中小企業への貸し出しが史上最低まで落ち込んでいるのです。大胆な金融緩和がもたらしたのは投機マネーによる株高と円安を生み、株や為替、長期金利の乱高下など経済に新たな混乱、バブルであります。このバブルで一握りの大株主や富裕層には巨額の富が転がり込み、大企業の多くが円安株高の中で利益を増やし、内部留保は1年間に10兆円も増やしているということでもあります。

その一方で、円安による原材料や燃油、水光熱費、小麦などの高騰が中小企業や漁業、農業に深刻な打撃となり、家計を圧迫し始めているのです。

アベノミクスの「三本の矢」に国民の所得を増やす「矢」は1本もないのであります。それどころか成長戦略の名で解雇の自由化、サービス残業の合法化などの雇用のルール破壊や社会保障の大改悪、そして消費税の大増税という「毒矢」がこれから国民に放たれようとしているのであります。

このようなアベノミクスに加え、原発の再稼働とトップセールスとまで言い切る原発の輸出、既に事前交渉でアメリカの要求を丸のみし、守るべきを守れないことが明らかになったTPPの推進、さらには米軍基地強化、憲法9条改変を狙った憲法96条改悪

と、安倍政権は国会での多数を背景に、あらゆる分野で危険な暴走を始めています。そしてこれらは、間近に迫った参議院選挙での大争点となるでしょう。

日本共産党は、安倍政権の危険な暴走と真っ正面から対決し、どんな問題でも国民の立場からの提言を訴えながら頑張ったいと思っています。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

最初に、生活保護基準見直しと各制度への対応について伺います。

2013年度の政府予算の中心問題となったのが地方公務員の給与の削減とあわせて生活保護基準の引き下げ問題であります。

生活保護の引き下げは、今年8月から3年間かけて生活扶助基準を予算規模で6.5%、世帯では最大10%になるようです。額にして670億円の大規模削減をしようとするものであります。

この生活保護基準を目安としている制度が大変多く、削減の影響は生活保護受給者だけにとどまらない問題があります。例えば地域別最低賃金、住民税の非課税基準、国民年金の保険料免除、国民健康保険の保険料の減免の額、国保医療費の一部負担減免制度、介護保険料と保険料減免、介護保険の社会福祉法人等により利用者負担の軽減制度、障がい者の医療費の減免、幼稚園保育料を補助する就園奨励、保育所保育料、さらには出産費用が安くなる入院助産費、就学援助制度、高校授業料の減免、公営住宅家賃の減免、そして住民税や固定資産税の減免制度、税の差し押さえ禁止基準などなど、これらを含め40近くもの制度に影響するようであります。

政府では、個人住民税の非課税限度額や非課税限度額を参照とする制度については、13年度は影響しないとしながらも2014年度以降の税制改正を踏まえて対応するとしております。また、生活扶助基準の見直しに直接影響を受ける国の制度のうち、就学援助や保育料の減免、児童養護施設等の運営費については、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とするとしております。

しかし、いずれにしても、これらが現行水準が守られる保証はないのであります。

市では、国の制度によるもののほかに市単独として準要保護基準として生活保護基準の1.3倍と設定し、多くの世帯が対象になっております。また、市民税非課税世帯などを対象とした市単独サービスもたくさんあります。例えば福祉分野では、介護慰労金支給事業や家族介護用品支給事業などなどが挙げられます。

こうした市単独サービスが生活保護基準の引き下げを口実に引き下がることのないよ

う対応していただきたいと思うわけであります。この点を第1点聞きたいと思います。

また、生活保護基準引き下げの影響は、市民生活の広範囲に及ぶことから、生活保護基準引き下げに連動して非課税限度額を引き下げることのないように政府に求めていく必要があるのではないかと思うわけですが、この2点についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の生活保護基準見直しと各種制度への対応についてであります。はじめに、平成25年8月に実施される生活保護基準の見直しに伴う他制度との関連についてお答え申し上げます。

今回の生活保護法の改正の大きな目標の一つに、2008年秋のリーマンショック以降、「派遣切り」など失業が若年層にも広がり、働ける現役世代で受給する人が急増したことを受け、就労による現役世代に向けた自立の促進を図っております。

具体的には、保護受給中の就労収入額の一部を積み立てたのみならず、安定した就労で保護を脱却したときに、就労自立給付金として支給する制度や就労活動に必要な経費の一部を賄う就労活動促進費を創設するなど、早期の保護脱却に向けた集中的な就労支援を実施するとともに、罰則の強化などによる不正・不適正受給対策の強化を図ることとなっております。

現在、市で実施している各種サービス事業等の利用料や負担上限額などの設定の際は、世帯の階層区分表の中で生活保護世帯が含まれているものもあり、保育所や福祉サービス事業などでは、その対象者の設定にあたり、生活保護受給者や住民税非課税世帯を参照しております。また、就学援助事業でも準要保護者の決定にあたり、生活保護基準を参照しています。

保護の決定は、世帯員の構成や状況により最低生活費の算定がなされ、制度上の要否判定を行い、生活保護受給者を決定しております。

今回の基準改定により最低生活費を算定し、要否判定の見直しを行うこととなりますが、基準が全体として引き下げとなることから、生活保護から脱却し階層区分の変更により自己負担が増える世帯も見込まれます。

また、準要保護の決定についても、生活保護基準の引き下げにより対象者でなくなる

世帯もあり、制度を活用できなくなることも見込まれております。

これらの自己負担が増える世帯の把握に向けた詳細なシミュレーションがなされていないため対象世帯は確定しておりませんが、激変緩和措置などの調整もありますので、被保護者への影響は少ないと見込んでおります。

しかし、全体として基準引き下げとなることから、被保護者には生活保護制度の周知を図るとともに、十分な理解が得られるよう説明してまいりたいと考えております。

なお、今回の基準改定により自己負担増となる世帯に対する対応については、できるだけ負担軽減となるような措置を今後検討してまいりたいと考えております。

次に、住民税の非課税限度額を生活保護基準引き下げに連動して引き下げないよう政府に求めていくことにつきましては、議員もご承知のとおり、この住民税の非課税限度額については、地方税法の中において生活保護法を引用し規定されていることから、国の政策にかかわる税制改正への要望であり、大仙市単独で求めていくことは難しいと思われれます。

また、総務省などは、この生活保護基準の見直しに伴う非課税限度額への対応は、平成26年度以降の税制改正で対応を検討したいとしていることから、市長会を通じて国に対してこうした対応を求めていきたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

○2番（佐藤文子） 1番目の答弁の中で、自己負担となる場合には対応を考えていきたいというふうな答弁がありました。是非とも受給者及びそうしたこの自己負担が生ずるそうした家庭の負担を増やさないように、是非ともこの市民の暮らしを守る立場からの対応を是非検討していただきたいというふうに思います。

それから、2番目の市町村長会を通じて市民税非課税限度額の引き下げないようなというふうな要望も含めて言っていくというふうな答弁だと捉えてよろしいのかどうか、その辺の確認をもう一度したいと思います。

以上です。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 先般、全国市長会がありまして、震災、原発関係、それから分権、

地方分権、それから公務員の給与削減の問題、都市税制の充実、そしてこの社会保障制度充実強化に関する決議として7本の決議をさせていただいています。いずれも特別決議という形で全国市長会としての最重要課題として、それぞれ全国レベルで行動を起こしています。その中で社会保障の問題についての決議がなされております。これは現在の社会保障制度の全般に関するもので、この中に特段生活保護制度についても強くこの制度の趣旨を踏まえた政府の対応ということで求めています。生活保護にかかわる税源負担については、生活保護が憲法に基づき国が保障するナショナルミニマムにかかわる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきこと、なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し十分な財政措置を講ずること、これが大きな柱になっています。この中で現在のいわゆる生活困窮者の自立支援制度、これを円滑に運営するためには、相当のやはり体制と一定の財源が必要であろうということも触れております。そういう形の中で決議されておりますので、この国の制度の全体の問題でありますので、市長会でこういう決議をしておりますので、これに基づいて我々市長会のメンバーでありますので強く働きかけていきたいと、こういうふうに思っています。

それと、国と地方との協議の場というのが正式に法律の中で決まっております、こういう重要課題については、地方六団体もこの政府関係機関と協議をするという法律で定められておりますので、先般の公務員給与削減については、これ1回しかやらないで政府が我々に求めてきたということで大変なやっぱり問題になっております。こうした問題については、十分この協議の場で、これ法律に基づいていますので、実際やるのはほとんど地方自治体でありますので、地方自治体がどういうふうにやっていくのか、やるべきかということをも十分聞いた上で、この制度を動かしていくというそういう形にさせていただきたいということをも、なお一層強く求めていくこともこの前の市長会で全体で確認されております。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

○2番（佐藤文子） ありません。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子） 2番目に、公共の生涯学習施設の料金見直しについてお尋ねいたします。

ある退職された方から、退職した後、ボランティアで趣味や特技を活かして各地域で

講座を開きたいと思い、各施設を回って利用案内を取り寄せてみたところ、使用料には安いところ、高いところとまちまちで、市民が使う市内の公民館のような施設の使用料に開きがあるのはおかしいではないか、誰でも使いやすい低料金に統一化を図ったらという要望が寄せられたところでもあります。

公民館や文化施設は、24年度版大仙市教育要覧に見ますと、公民館が31施設、その他の文化施設が17施設、計48施設が掲覧されております。

要望者は、主に研修室を使いたいとのことから、主にその使用料を調べてみたところ、市民会館に属する中仙市民会館、協和市民センター、仙北ふれあいセンターに附設された研修室には、多少の違いはあるものの午前中3時間で1,000円前後に設定されております。一方、公民館は、サンクレストやはびねす大仙という施設も含めまして、会議室・研修室の使用料は210円から500円と設定されております。

また、その他の多くのコミュニティセンターがあるわけですけれども、こうした施設や交流施設は料金設定に大きな開きもあるというのも現実です。

多くの利用者は、使用料の減免規定に基づいて無料で使用されているということも考えられますけれども、組織や団体登録をしないで個人で利用した場合に、使用料が高ければ利用を控えることになりまして、低料金の施設に申し込みが殺到し、空きがなければ使えないというふうなことも出てまいります。せっかくの活動意欲を削ぐことになりはしないかと心配しているところです。利用者にとって市内の公共施設なら、どこを利用しても低料金で同料金であるということが活動の場を広げ、持続的な活動の保証となるものだと思います。多くの市民が生き生きと社会活動を行えるよう、現在の生涯学習施設の料金体系を低料金に統一化を図る方向で見直しをされるよう求めるものですが、ご見解を伺います。

以上です。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松副市長。

【老松副市長 登壇】

○副市長（老松博行） 生涯学習施設の使用料の見直しについてお答え申し上げます。

ご指摘の大仙市教育要覧に記載の公民館31施設とその他の文化施設等17施設、計48施設の研修室の料金については、それぞれ条例で規定しているところであります。

主な条例では、大仙市公民館条例と大仙市市民会館等に関する条例であります。そのほか大仙市かみおか嶽雄館条例や農村環境改善センター条例、生活改善センター条例、

コミュニティセンター条例等、20を超える条例で規定しております。

市町村合併時に条例のすり合わせを行いました。当時は施設建築の経緯の違いや研修室の面積の違い、マイク設備の有無などを考慮すると現状のまま運用すべきと判断し、合併後に調整することとしておりました。

合併後は平成19年にホールのある4つの市民会館について、料金統一に向けた条例改正を行った経緯があるほか、公民館等におきましても指定管理者に管理委託する際の料金改定など、必要に応じて条例改正を行っております。

しかしながら、施設を建設する際の国庫補助要件等があったことから、関連施設の全体的な見直し作業は行っていない状況にあります。

合併から8年が経過し、市全般における各種利用料金が統一化されつつある中で、改めて各種生涯学習施設の利用形態や使用料金等について再度検討し、よりよい学習環境の整備を図っていく必要があるというふうに考えております。

今後、公民館運営審議会委員等関係の皆様との協議を踏まえ、適正な料金体系について、設備、面積等グレードを勘案しながら検討し、12月を目途に素案を議会にお示ししてご協議をいただきたいと考えております。

以上です。

【老松副市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

○2番（佐藤文子） 12月を目途に見直しを行うというふうなことのご答弁でありました。確認をさせていただきます。現在使用している公民館等の料金は、先程も申し上げましたように210円とか、あるいはまた安いところでは非常に100円とか、そうしたところもあるわけです。基本的には公民館というのは市民の生涯学習、気軽に、そして誰もが使っていただけるように、基本的には私どもは無料が原則なものだというふうに思いますけれども、無料とまではいかなくても現在安く設定してある料金を上回るような設定はしないで欲しいというふうなことで、見直しにあたっては、低料金にするという方向でお考えかどうか、その点をもう一度確認させていただきます。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。老松副市長。

○副市長（老松博行） あくまでも適切な使用料の水準、それから他施設とのバランスな

どを考慮して検討したいというふうに思っております。

それから、もう一つ、減免の取り扱いについても大事なところだと思っておりますので、減免の取り扱いについても整理してまとめていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

○2番（佐藤文子） ありません。

○議長（鎌田 正） 次に、3番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子） 質問の最後に、市職員の増員を図ることについてお尋ねいたします。

栗林市長は市政報告の冒頭で、事務処理ミスについての報告を行い、これまでの取り組みが功を奏していないことの証左であり、これまでとは異なる抜本的な改善策を進めていく必要があると考えていると語っております。

まずは全職員による事実の共有化と「対岸の火事」意識の払拭を図るよう職場全体でチェックする気運の醸成に努めるということのようであります。

現実の業務は、各部各課とも地方分権や頻繁に変わる国の制度、急速な高齢化や過疎化、頻発する災害などにより、合併直後と比べても事務量は膨大となっていると私は考えます。加えて、この間進められてきた職員の削減により、1人当たりの担当業務が増加しているというふうに考えております。

こうした中で期日内、時間内に相互点検を図りながら、ミスすることなく業務を執行するため、職員は緊張の連続のもとに置かれているのではないかとこのように思うわけであり、ミスというものは、そんな中で、ふっとした瞬間に起こるものだと私は思っています。

これとは直接関係ありませんけれども、この4年間に専決処分報告として出された損害賠償事案のうち、道路陥没による車両損傷事故、また、公務中の接触事故等がこの4年間の間に増加しているというのも事実であります。こうしたことも人員体制、業務体制とは無関係ではないというふうに私は常日頃感じているところであります。

職員の意識改革は、それはそれとして非常に重要であります。抜本的対策というのであれば、まずコミュニケーションが図れる職場の体制、相互のチェック体制がしっかりとれる体制、公務に精通し、公僕として住民の頼れる公務員の育成、こうしたためには職員の増員が必要ではないかと感じているところです。

普通会計職員数、将来800人を目指すということを改めまして、職員増を図るべき

だと思いがながなものでしょうか、お聞かせ願います。

以上で終わります。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の職員の増員についてお答え申し上げます。

これまで第一次定員適正化計画に基づき、都市自治体としての職員数の目安である市民1万人につき職員100人以下の適正規模を目指し定員管理を進めてまいりましたが、普通会計ベースで平成17年4月に1,102名いた職員は平成25年4月現在935名となっております。大仙市の人口は合併当初9万6,000人余りでありましたが、現在は8万8,000人台に減少しており、残念ながら今後さらに減少することが予想されております。

今年度策定予定の第二次定員適正化計画につきましては、人口の推移や類似団体の職員数、地方分権による事務の移譲、当市の広大な行政区域など特殊事情を十分に勘案して策定してまいりますが、合併8年が経過し、県から権限移譲などもあり、大仙市としての事務処理の適正化・効率化が図られつつあると思っております。

したがいまして、今後も各種研修等の実施により、職員能力の向上と業務効率を図ることによって、職員を増員することなく行政ニーズに対応できるものと思っております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

○2番（佐藤文子） この数年間で職員が大分減りましたというふうなことの答弁もあったわけですが、どれくらい減ったのかというふうなことを私なりに調査をいたしました。それで、まず一般会計では、平成20年の年には964人いた人数が25年度は795人というふうになっているわけです。そして、特別会計の部門では、国保だとかは平成20年、これは13人おったところを現在は8人というふうな体制、それから、各支所体制を見ますと、平成20年全体で支所は340人という体制から平成24年度は258人、八十数人の減員が図られてきているわけです。特別、国保だとか、あるいは支所の体制が減っているというふうなところを例に出しましたのは、私が質問の中で取り上げた事務ミスもそうですけれども、いろいろこの陥没道路のパトロール、そうした

ことが日常的なパトロール体制をとるような人員体制がないというふうなことが、こうした事故、賠償事案を生んでいる原因にもなっているのではないかというふうに思っている。いろいろ調べたところでありませぬ。

そして、建設部、道路管理、道路河川課の職員は、平成20年度は23名おったものが24年度は16名と7名の減員がされております。

こうした中で、しっかりと市が管理すべき道路、あるいは住民へのこの税の通知やそういったことなどがしっかりとやっけていけるのかどうか、現状のこれだけ人数が減ってきた中で起こっているこの事務処理ミスとか、あるいは接触事故、あるいはこの陥没道路だとかでそうした賠償事案が起こっている、こういうことと職員の減少との関連性を市長はどのように認識されているものなのか、全く関係ないことだというふうに思っているのかどうか、その辺の認識だけをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願ひます。栗林市長。

○市長（栗林次美） 人数が多ければそれだけミスや、あるいは事故が防げるかという、これは残念ながら証明するものもないので、多ければいいというものではないと思ひています。それが大前提です。

やはり我々一つの決められた国の制度の中で、地方分権といつても国の全体の中で我々やっけているわけですので、そこの一つの基準に基づいて様々な国からの資金的な手当てもされるわけでありませぬので、その一定の基準の中でやっけてやらなきゃならないものだというふうに思ひています。

単純に言ひますと、肉体労働と頭脳労働は違ひませぬので、頭脳労働はいろいろ工夫、あるいは研鑽によって、今までのやり方を工夫することによって仕事の能率は当然上がっていくというふうに考えないと、人が多ければいいという世界ではこれは我々地方自治体であろうが民間であろうが、そういう論議はないのではないかなという考え方に私は立っています。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

○2番（佐藤文子） 事務処理ミスとの関係で、いわゆるこのコンピューターが発達してソフト業者がそうした通知を作成したり、納税のあれを作成したりいたしますけれども、

全部それを委託しているわけですがけれども、それはやっぱり職員のまず行政改革のもとで、一方でそうした事務処理の効率化を図ってきたわけですがけれども、起こった事務処理ミス、これはミスがないように常時点検をしなければならないのも、これは常にこう市民、あるいは住民の間から、そうした変じゃないかというような指摘をされる前に、発送する前に、しっかりした点検、確認をしなければいけないと。しかしその数というもの、業者に任せてというか業者に委託して作らせたそのものを、この点検すると、人が作ったものを結局点検するというのは、膨大なエネルギーが非常に必要なことなものですし、また、どこが正しくて、どこが間違っているものかというふうなことをしっかりとわかるようになるには、その業務に精通した職員がいなければいけないというふうなこともあると思います。そういうふうな意味で、いろいろ市が行うべき事務事業の委託がどんどん進む中で、人員は減って、しかし点検作業等で相当のエネルギーをやっぱり費やす、そうしたこともこの間出てきていることだと思いますが、そういう点でのやっぱり人員削減が果たして確実なこの確認とか点検、相互に行うというふうなことが確実にとれるものなのかどうかというふうなこと、常に私は疑問に思っているところです。その辺どのようにお考えなのかお知らせいただいて私の質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 再々質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 昨日、佐藤隆盛議員の質問に答えさせていただいた中で、例えばその工場関係の製品のいわゆる検査という概念ですがけれども、素人からいきますと全量検査すればいいのではないかという理屈になると思いますけれども、そんなことをしていると組織は成り立たないわけでありまして。どこのポイントで、どういう形でその検査体制をとるのか、そこがやはり頭の使いどころではないかなと思います。そういう形の中で、きっちりそのチェックポイントを決めて、それをきっちりチェックするというところで、例えば今般いろいろ出ております一連の事務ミスについても、相当程度防げたはずだという、そこをみんなで考えようというそういう考え方があります。ですから、人をかければいいという問題ではないということだけはご理解願いたいと思います。

○議長（鎌田 正） これにて2番佐藤文子さんの質問を終わります。

【2番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 次に、日程第2、議案第82号から日程第18、議案第98号までの17件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鎌田 正) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第82号から議案第98号までの17件は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(鎌田 正) 次に、日程第19、請願第17号から日程第21、請願第19号まで及び日程第22、陳情第60号の4件を一括して議題といたします。

本4件は、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(鎌田 正) お諮りいたします。各常任委員会審査のため、6月13日から6月18日までの6日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鎌田 正) ご異議なしと認めます。よって、6月13日から6月18日まで6日間、休会することに決しました。

○議長(鎌田 正) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る6月19日、本会議第4日を定刻に開議いたします。ご苦勞様でございました。

午前10時40分 散 会

